

INTERVIEW

「改正貸金業法」

—社会への影響と業界のあり方—

改正貸金業法がもたらす日本社会、日本経済への影響・問題点、さらにはこうしたなかで業界はどうあるべきなのか、世界をまたにかけて活躍されているシブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役の洪澤 健氏にうかがった。洪澤氏は、日本初の銀行である第一国立銀行創設に尽力した洪澤栄一の玄孫にあたる。

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役

洪澤 健

Ken SHIBUSAWA

1961年生まれ。1969年父の転勤で渡米。1983年テキサス大学 BS Chemical Engineering 卒業。1984年財団法人日本国際交流センター入社。1987年UCLA大学MBA経営大学院卒業。1987年ファースト・ボストン証券会社(NY)入社、外国債券担当。1988年JPモルガン銀行(東京)入社、国債、円金利デリバティブ、為替オプション担当。1992年JPモルガン証券会社(東京)入社、国債を担当。1994年ゴールドマン・サックス証券会社(東京)入社、国内株式・デリバティブ担当。1996年ムーア・キャピタル・マネジメント(NY)入社、アジア時間帯トレーディング担当。1997年東京駐在員事務所設立。2001年シブサワ・アンド・カンパニー株式会社を創業し、代表取締役に就任。2008年コモンズ投信株式会社を創業し、会長に就任、現在に至る。

写真・加藤有紀
Photographed by YUKI KATO



「今回の「貸金業法」の改正をどのよう「ご覧になりますか？」

これは貸金業法だけにいえることではなく建築基準法の改正にしてもそうですが、たしかに一部に行儀の悪い人たちがいたことは事実です。しかし、それであればその一部の人たちへの対処を考えればよい話だったのに、その他の真面目な人たちがすべて巻き込んで規制が図られ、マーケット全体を委縮させる状況を招いてしまった。ここに大きな問題があると思います。貸金業法も全体の約1/2割といわれている多重債務者の問題解決を図るために、マーケット全体に悪影響を与えてしまいました。

そうした施策は日本社会全体の活力をどんどん減退させてしまうことになる。もちろん、コンプライアンス、ガバナンスの履行は非常に大切なことですが、一方で過剰な対応は社会の発展を萎縮させてしまう危険をはらんでいるといえます。とくに現在のような経済状況のなかでは、日本の経済はますます活力を失っていくことになってしまふ恐れがあります。

ものごとすべてを
法で取り締まることは
社会全体の活力を奪う

「ただ王道あるのみ」。これは私の

高祖父洪澤栄一の講演録から抜粋した言葉ですが、この言葉には非常に示唆に富んだ意味が込められています。つまり「にわかには法を制定して、これのみをもって取り締まろうとするようにしたのは、一応もつともな思いではあろうけれども、これが実施の結果、果たして当局の理想通りにいくであろうか、すなわち王道は人間行為の定規であるという考えをもって世に処するならば、百の法文、千の規定より遙かに勝ること」だと説いています。

常にものごとを法律で取り締まろうとすると、社会の全体的活力が失われてしまうことを高祖父はすでに大正時代に講演で指摘しているわけです。じつはこれは当時の労働関係について話しているのですが、現代の貸金業法をはじめあらゆる分野にあてはまるメッセージではないでしょうか。

つまり、法律で決まっているからという、真面目な人は罰せられるようなことは決してしない。一方で「罰せられてもいいや」という不真面目な人ほど自由に動き回る。すなわち、法を厳格にすれば、真面目で善意ある人たちが何もできなくなってしまうという極めて理不尽な状況を生んでいるといえます。

もちろん役所の方々もそんなことはわかっているのだと思いますが、役所の立場で仕事をするということは、真面目な方が多いだけに、こういう結果

を生むことになってしまうのかもしれない。悪循環に陥っているように思います。

得てして役所の仕事というのは、机上の資料や書籍を頼りにしがちで、「民」の現場の臨場感を理解していない面があるのではないのでしょうか。そういう意味で私は世間で弊害と言われている天下一を必ずしも悪いとは思っていません。「天上がり」がない一方通行であることが問題であるように思います。つまり、「民」の現場を「官」が知らないまま政策設計が行われることの方が問題なのです。

お金は社会に
循環させなければならぬ

さらに高祖父の講演録に「よく集めよく散ぜよ」という項目があります。つまり「よく集めよく散じて社会を活





発し、したがって経済界の進歩を促すのは、有為の人の心掛くべきことであって、真に理財に長ずる人は、よく集めると同時によく散ずるようである。ではならない」と説いています。渋沢栄一は銀行をつくった人物ですから、お金を「よく集める」ことが大切だといふのは当然ですが、「よく散ぜよ」とよく使えとも言っている。つまり、お金というものはよく集めてよく使うべきもの。お金は社会に循環させなければならぬというメッセージが込められているわけだ。

これは経済の基本であって、お金が社会の末端にまで流れていくことで社会全体が潤うことになり得ます。ところが今回の上限金利を低く規制し、総量規制を行う改正貸金業法は、お金の循環を滞らせてしまう。とくにこれまで日本経済を下支えしてきた中小・零細企業への資金繰りに影響を及ぼすことが懸念されます。

統計資料によれば消費者金融利用者の約6分の1の人は、中小・零細の事業主で、自分の会社の運転資金のために個人でも借りているといわれています。それが今回のように年収の3分の1以上は借りてはいけないという制限をつけられてしまうと、当然借りられる金額は限定される。中小・零細規模の経営者はあえて自分の給料を低くおさえている場合もありますからなおさらです。そうなると思えば、リス

クが高く、銀行で融資を受けることが難しい中小・零細事業主はどこで資金を調達すればよいのでしょうか。

金利の問題もそうですが、景気が良く、バブル期であるならば、政策として手綱を引き締める規制は必要かもしれません。しかし今のよう景気が悪いのにこうした引締め策をとっていたのでは、本当にお金がまわらなくなってしまう。お金を必要としているニーズがあることには変わらないのに、蛇口を閉めてしまうということは、落ち込んでいる景気の回復を図ることをさらに難しくしてしまう、これは致命的だと思えます。

中小・零細企業にとつてのノンバンクの存在意義

おそらく貸金業法だけの影響ではないにしても、お金が循環していかないことによる影響として、昨年、企業黒字倒産が多く見受けられました。私の知合いが経営する会社のなかにも、黒字決算だったのに、数カ月後には運転資金が確保できなくて倒産したというケースがいくつもありました。結局こうした現象は、先ほど申し上げた真面目な日本人プラス、制度の問題が影響し、景気の悪化と相まっていまや悪循環となつてしまっています。

金融機関というものは担保主義ですから、担保のない中小・零細企業にとつては、銀行で融資を受けることが105円かかる。しかし、消費者金融で1万円借りて月曜日に返済すれば、仮に年利が28%だとしても、断然こちらの方が負担額が小さいわけです。銀行で自分のお金を引き出すのに支払っている手数料を年率化した金利に直したら膨大な金利になるはずなのですが、結局その程度の認識しかないわけだ。

利用者は「生活費」のために借りている

13月に日本貸金業協会から「資金需要者の現状と動向」に関する調査報告

つては、無担保で融資してくれるノンバンクの存在は大きかったわけだ。数年前には、金融機関も個人ローンの分野に取り組み姿勢をみせていたが、やはり無担保で貸すノウハウがないためにうまくいかなかった。その典型例が新銀行東京ではないでしょうか。無担保貸付けのノウハウのない官が行うには無理があったといえます。やはりそういう部分は実績のある民間に任せるべきだと思えます。

借りながら自分の信用を積み上げていくそれが大人の責任

多重債務問題の解決はどう図るべきだとお考えですか？

私は小学校2年から大学まで米國に住んでいたのですが、米國の社会では子どもから学生、社会人にいたる過程のなかで、常に「クレジットをつくる」ということを意識させられて育ってきました。要するに自分の信用をつくりましょうということ。大人になれば、「自分でお金を借りて返済する」とこの記録が自分の信用の実績となる。クレジットの返済ができないとそれがブラックリストとして残るため、次に家のローンを組みたいと思っても借り難くなったりする。だから信用をなくさないためにも、自己管理を

が発表になりました。

私自身今回の調査結果は初めて知ることばかりで、とても興味深く拝見しました。借りる目的が一番多いのが「生活費」で、全体の34.3%を占めています。おそらく次の給料が入るまでのつなぎとして借りている。その意味で消費者金融はまさに弱者のためにある金融だといえます。

また、今回の貸金業法の改正を「知らない」という人が79%もいるという結果も注目に値します。これだけの改正ですから、完全施行までにいかに認知させるかということも今後の課題だと思えます。

さらに、東京情報大学の堂下清准教授の行った「消費者金融の利用者実態調査」の結果を見て驚いたのが、ヤミ金に接触した人の用途目的のトップが「子どもの教育費」で54.2%もある点。次に多いのが「旅行・レジャー費」50.6%、「引越時代」47.9%、「冠婚葬祭費」46.6%、「医療費」45.3%と続いている。ほとんど生活費が用途目的だといふことがうかがえます。しかも昨年と比べて、ヤミ金と接触したり実際に借りた人の割合が増えている。今後ますます正規業者で借りる機会、金額が制限されることになり得るから、生活費の補填のために借りたか

つたのに借りることができなくなってしまう場合、資金需要者のその後の

しなければならぬという自覚が育つわけだ。つまり、大人になるひとつの証しが「クレジットをつくる」という社会なので、お金を借りることは決して悪ではなく、借りながら自分のクレジットを積み上げていくこと、それが大人の責任であることを自覚できるわけだ。

当然、過剰なクレジットの使い過ぎは破滅につながりますが、そういうことも一度借りないとクレジットの重要性は感じないでしょう。日本人には残念ながらクレジット（信用）に対する思想がない。ないから担保に走るのだといえます。

多重債務問題も、根本的な解決方法はそういう個人の信用に対する意識、自覚を促す教育を施すことから始まるのではないだろうか。お金を借りることは最終的には自己責任だといえます。そうした個人の意識が変わらない限り、多重債務問題は根本的な解決が図れないのではないかと思います。

世間一般の人は消費者金融は自分に関係ない世界だと思つている

なかなか消費者金融業界の存在意義が認知されないのはなぜなのでしょう？

消費者金融の実態、利用者の実態が

動向が気になるどころです。

業界の役割を認知させるためにも利用者の実態情報の発信を

世間のほとんどの人は私同様、消費者金融の利用者はどういう人たちなのかほとんど知りません。

しかしながらこういう利用者の実態を世間に知らしめることは、業界の果たしてきた役割を認知させるためにも重要であると考えます。銀行は銀行の文化があつて果たす役割がある、同様に貸金業には貸金業の重要な役割があるわけだ。混同されがちですが、かたや担保を取って低リスクで収益を上げようというやり方、かたや担保を取らずリスクを取りながら収益をあげようとするやり方、と根本的に役割や対象が違うのですから、その違いの理解を促す努力が必要になってくると思えます。

今回の法律も「かわいそうな人々を助けましょう」というところからはじまっているにもかかわらず、このままでいくと、実際に弱い人たちがもつと悲惨な目にあふことになる懸念があるわけだ。そういう利用者の実態、さらには法改正による影響をもっとメッセージとして発信すべきではないでしょうか。それは事業者としての義務だともいえるでしょう。